
ベトナムのソーシャルワーカー養成カリキュラムについて

The social worker training curriculum of Vietnam

向井 啓二

Keiji MUKAI

現在、ベトナムでは、全国16の大学・短大でソーシャルワーカーが養成されている。養成カリキュラムは、およそその点で共通しているものの、どのようなワーカーを養成するかという点でその内容には若干の相違がある。ベトナムで実施されているワーカー養成のカリキュラムについて、理解できる事柄を提示しつつ、相違の理由などを考えたい。

キーワード：ソーシャルワーカー 南北の相違 社会福祉に対する理解

(種智院大学・准教授)

はじめに

2004年のベトナム教育訓練省の指示を受けて、同国ではソーシャルワーカー養成が進められている。ベトナムのソーシャルワーカー養成は、日本の文部科学省に相当する教育訓練省の管轄である。つまり、日本のワーカー養成のように、厚生労働省（ベトナムでは労働・傷病兵・社会省が該当する）との連携ないし、両者からの指示はない。また、専門学校が存在し、ここでも養成できる日本とは異なり、4年制大学、3年制短大といった高等教育機関でのみ行われている。すべての学校名までは確認できていない(1)が、2006年12月現在では、全国16の大学・短大に社会福祉学部（もしくは学科—ベトナム語ではCong Tac Xa Hoiである）が存在している。

ところで、ベトナムでの調査を通じていくつかの大学のカリキュラムを調べてみると、ワーカー養成に対する考え方やどのようなワーカーを養成するのかといった点で、とらえ方にわずかながら相違があることが理解できた。本稿は、この点を含めその理由について考察すると同時に、同国が目指すワーカーについて考えていく材料としたい。

1. カリキュラム上の共通点

すでに、述べたことであるが、ベトナムの高等教育機関のカリキュラムは、70%は教育訓練省が決定したものであり、残り30%は大学独自で決めることが可能である(2)。そのため、かなりの共通点があるといえる。まずそれについて取り上げることにしたい。

第1に、総単位数について。大学により、若干の相違があるが、大きな違いはない。すなわち、ホーチミン市人文社会科学大学は180単位、同市開放大学で190単位、ハノイ師範大学192単位である。もっとも、ハノイ師範大学では、「国防教育」を時間数ではなく単位数として計算しているから、これを差し引くと181単位となり、180単位前後を大よその目途にしているようである。なお、念のため付け加えておくが、ベトナムの授業時間は、1時間（1講義時間）は45分であり、日本のように90分を原則としているわけではない。授業も午前7時から開始され、45分授業と15分の休憩を繰り返し、11時45分まで午前中5時間の授業があり、12時から13時15分までの昼食・休憩時間を挟み、13時30分から午前と同様に45分授業と15分の休憩で6時間目から9時間目までをこなす。すべての授業が終了するのは17時15分である。単位認定にあたっては単位認定試験を受験するために、その前段の試験を受け、合格点に達しなければ認定試験を受験できない仕組みになっている。試験も原則としてレポート試験ではなく、試験場（教室）で行われ、通常、記号選択・空欄補充（用語記入）型試験が基本であり、日本の期末試験のように、試験場で問題について自らの文章で論述させる試験ではない。

第2に、ベトナム独自の——社会主義国独自の、あるいは「旧ソ連型」のというべきかも知れないが——カリキュラムが存在する（以下、表1を参照のこと）。それは、「マルクス・レーニン主義哲学」、「マルクス・レーニン主義政治経済」、「科学的社会主義」、「ベトナム共産党史」、「ホーチミン思想」、「体育」、「国防教育」の7科目である。但し、単位数には開きがあり、計27単位と「国防教育」（165時間——1時間は45分で計算——ないし11単位として計算）としているもの、計21単位と「国防教育」165時間としているもの、あるいは、ハノイ師範大学のように単位数として計算している場合もある。ただ科目名は全く同じであり、内容上の違いはないと思われる。これらの科目は、4年制大学・短大に関係なく、学部・学科の区別もなく、全員必修となっているものである。まさに社会主義国独自のイデオロギー教育である。また、外国語が10単位から19単位までの間で必修となっている。

第3に、専門教育に至るまでの基礎科目群の共通科目がある。「法学」・「心理

学」・「社会学」・「論理学」は、入門ないし概説と科目名称に相違があるが、基礎科目として位置づけられているよう、「世界文明史」、「ベトナム文化」も共通している。これらの科目は、いわばソーシャルワーク学部（学科）の教養科目として置かれているようである。

第4に、学部（学科）の専門科目の導入に相当する科目群がある。それは、「開発学」、「地域保健」、「ジェンダー開発」、「家族学」、「発達心理学」、「社会心理学」である。

第5に、専門科目の中でも共通科目がある。それは、必修の専門科目として配置されているよう、「社会福祉入門」、「地域組織（地域開発）と開発（組織）」、「社会政策」、「社会福祉管理」、「社会福祉と社会問題」、「現場実習I（1）」、「現場実習II（2）」である。

第6に、卒業を控えての専門科目群がある。それは、「子ども家族福祉」、「専門実習（最終実習など）」、「卒業論文/卒業試験」（3）である。

これら共通科目のカリキュラムを一瞥して日本と異なる特色と考えられることは、上記した第4の科目群が注目される。日本では「開発学」（社会開発）を社会福祉学の中に取り入れ、講義することはおそらくあまりなされていないと考えられるが、ベトナムの国情——すなわち、社会基盤ないし社会資本の脆弱さ——から、導入されていると考えられる。この点について、日本の社会福祉教育で同科目に相当すると考えられる科目に地域福祉論がある。しかし、日本の地域福祉論は、比較的限定された都道府県・市町村レベルの人的・社会資源をどのように有効活用し、地域社会を生活しやすくしていくかが説かれるのに対し、社会開発は、社会サービス全般を扱い、国家計画の中で問われる課題を示すものである。

同様に「ジェンダー開発」が科目として存在する。筆者はすでに、社会主义国ベトナムでは、考えられている以上に女性の平等性（意識・実態）が保障されていないことを指摘したことがある（4）が、そうした実情を踏まえた上で科目が配置されていると考えられる。しかもジェンダー論一般ではなく、「ジェンダー開発」という科目名称になっていることから、男女の平等性を説くだけでなく、女性の能力開発（エンパワメントを高めると同時に社会的地位を高める）ことを目的としていることが窺える。

これとは別に、心理学に関する科目が計3科目と多いことも指摘できる。「心理学概説（入門）」、「発達心理学」、「社会心理学」である。カリキュラムのモデルとしてベトナムがどこの国のそれを参考にし、取り入れたのかは不明であるが、心理学が占める比率は比較的高いと考えられる。この点でベトナムのカリキュラ

ムは韓国のそれと共通する部分があるとも考えられる(5)。もっとも、日本の場合は、対象者別の福祉論（障害者福祉、高齢者福祉、子ども家族福祉などといった科目）で、それぞれの対象者の心理を大まかに扱っているので、より細分化したものであるともいえるであろう。

2. 大学ごとに異なるカリキュラム

後掲の3大学のカリキュラム表を見ると理解できることであるが、ホーチ Minh 市開放大学のカリキュラムが最もシンプルである（表2を参照のこと）。大学独自のカリキュラムも少ない。但し、開放大学は1992年と、ベトナムでは最も古くからワーカーを養成している経緯もあり、国のカリキュラムの模範（原型）であるという自負を持っている。また、関係する科目のテキストはほぼ自校で出版している(6)点で強みがある。カリキュラム全体からみれば、日本の社会福祉士ないし社会福祉主事に近いワーカーの養成を行っていると考えられる。同大学での調査でも、公的機関に就職する学生が多いと述べている。

次にホーチ Minh 市人文社会科学大学の場合（表3を参照のこと）は、かなり多様な科目が設定されている。基本的には前記の開放大学のカリキュラムを参考にしつつ、「アメリカ・フィリピン・タイ・シンガポール・マレーシアの専門家をユニセフが招き、カリキュラムを作成した」(7)と調査の際述べている。

同大学のカリキュラム中とりわけ注目される科目は以下の科目である。すなわち、「都市社会の諸問題」や「犯罪学」——おそらく日本でいう司法福祉や犯罪心理学に相当すると考えられる——といった科目がある。これ以外にも「病院・衛生・健康管理に関するソーシャルワーク」——これも、医療ソーシャルワーク（MSW）に相当するであろう——や「教育施設での福祉活動」——スクールソーシャルワークに相当するであろう——がある。さらには、「精神病患者に対するソーシャルワーク」——日本でいう精神保健福祉士（PSW）養成に関わる科目——など医療関係のソーシャルワーク関係科目がかなりの数を占めている点が注目される。この点では、前記した開放大学のカリキュラムを受けて、より実践的なワーカーを養成しようと考えていると判断できる。但し、同大学の場合、2005年から学部設置を行った関係で、2009年でようやく完成年次を迎えることになり、卒業生の進路は把握できていない。

ハノイ師範大学の場合（表4を参照のこと）は、4年次でコース選択をさせることになっている。それは、第1に社会政策を中心とするコース。第2に地域福祉を中心とするコース。第3に特別な困難な状況にいる子どもたちを援助するコ

ースである。つまり、養成されたワーカーがどのような現場で仕事をしたいかの進路保障を考慮しているようである。それぞれのコースで注目される科目をあげれば、以下のとおりである。

まず社会政策を中心とするコース（政治・社会組織と民衆組織のソーシャルワーク）では、ベトナム独自の社会組織理解が感じられる(8)。具体的には、「共産党とベトナム祖国戦線のソーシャルワーク」、「労働組合の任務と労働者への普及」、「宗教ソーシャルワーク」、「赤十字社のソーシャルワーク」などである。このうちベトナムの社会事情を理解していない人にとっては奇異に感じると思われることは、「共産党とベトナム祖国戦線のソーシャルワーク」であろう。この点について、中野亜里は、「旧北ベトナムでは1955年にベトナム祖国戦線が成立し、組織原理上は党もこの戦線を構成する大衆団体の一つとして位置づけられている」(9)と述べていることからも理解できるように、政権政党であり、政府を組織する共産党も大衆団体の一つとして位置づけられ、どのようなソーシャルワーク（社会福祉実践）を行うか、行っているかは理解できないが、政権政党がソーシャルワークを担う団体として了解されているのである。実際に、共産党そのものではないが、共産党の指導を受ける青年組織である共産青年団が、ボランティア組織として活動していることを黒田学が調査し、報告している(10)。これと同様なことは労働組合に関する科目でも指摘できる。この科目はおそらく、労働者の権利保障・理解について学ぶ科目だと想像できる。筆者は調査していないので、把握できていないが、ハノイ市にある労働組合大学でもソーシャルワーカーの養成がなされている(11)から、なおさらこうした科目が設定されているのであろう。

また、比較的民間性を帯びた団体として高齢者協会・宗教者・赤十字社による社会福祉実践を考えているようである。ベトナムでは、キリスト教会・仏教寺院などが設置した社会福祉施設や障害児学校が多数見られ(12)、こうした宗教団体に各種の社会福祉サービスを依存せざるを得ない状況を踏まえての科目設置であると考えられる(13)。赤十字社も日本では医療機関としてのイメージが強いが、各種の社会福祉活動を手広く行っており(14)、その活動を計画し、実施に移すための科目設置となっていると考えられる。

第2に、地域福祉を中心とするコースのカリキュラムである。「社会平等と進歩」、「貧困削減と失業解決」、「人口と家族計画」、「社会悪とHIV/AIDSの予防」までの科目は社会政策コースと同じであるが、都市・農村・山岳地帯・島嶼とそれぞれ特徴のある地域ごとの社会福祉活動を実施できるような科目が設けられて

いることが理解できる。また、ベトナム独自の問題であり、一挙に解決が難しい問題を対象者別に——少数民族・麻薬患者・セックスワーカー・戦争被害者・浮浪者など——科目として組み込んで、対応していこうとしていることが理解できる。こうした社会的弱者・マイノリティについて、先引した文で中野亜里は、以下のように指摘している。

ベトナムの法学者は、ベトナムの憲法には「深い人道的性質」があると主張するが、そこには民族和解を是認する寛容性は含まれていないようである。

旧南ベトナム側に属していた貧困層や障害者、少数民族、共産党体制に批判的な宗教者などは、公民社会における位置づけが明確でない。……これらの人々は国家に対する潜在的な脅威として監視あるいは管理、規制の対象とされていると考えられる(15)。

と述べている。さらに、中野は別の箇所でも、

ドイモイ路線下のダイナミズムの中で、国家から社会への統制が一部衰退し、その結果、国家によって抑制されてきた社会の自律性が回復したことは確かである。特に、生活困窮者、すなわち貧困層や山岳少数民族、ストリートチルドレン、HIV陽性者、麻薬中毒者などに対する支援では、國家がカバーしきれない領域を社会の行動が補っている(16)。

とも記している。引用文を恣意的に解釈するのは危険であるが、貧困者を含む社会的弱者をベトナム政府は、これまで支援すべき人々として理解せず、「敬遠すべき厄介者」扱いをしていたようであるし、場合によれば、旧南ベトナム政府関係者についても同様の理解をしているとも考えられる。別言すれば、マイノリティなど各種の困難を抱えている人々——収入の面でも不安定であり、社会の下層に位置づけられてしまった人々＝「プレカリアート」(アントニオ・ネグリ)——に対する社会秩序(治安)維持のために、言い換えれば社会防衛上の観点から社会福祉(社会福祉サービス)が進められようとしていると理解することもできる。事実、山岳地域に生活する少数民族は、2001年・2004年と抗議行動を起こしており(17)、こうした人々への対策は緊急の課題となっていることは間違いないだろう。また、ドイモイ政策の実施に伴い経済的に豊かになっていく反面、各種の社会問題が表面化し、その対応に迫られ、民間団体が自主的・自発的に彼らを支援するようになり、場合によれば外国のNGO組織と直接結びつき、NGOの指導のもと各種の社会福祉実践が行われるようになった結果、政府としてもワーカー養成の必要性に迫られたという側面もあるだろう。こう考えて良いならば、現在のワーカー養成は、社会問題に対する対応策としては一定の「前進」だと評価でき

るが、これまで政府の施策に先行して行われていた社会福祉活動に対する介入となる危険性も存在するというべきかも知れない。

第3に、特別に困難な状態に置かれた子どもたちを支援するコースである。すでに述べたことがあるとおり(18)、ベトナムでは、7種類の困難な環境に置かれた子どもたちを支援することになっており、それらが科目の中に含み込まれている。また、「子ども家庭福祉」や「子どもと家族へのカウンセリング」、「子どもの権利」などを一通り学ぶ内容になっている。

ハノイ師範大学は、2007年9月に1年生を迎えたばかりであり、彼らが4年生になった際どのような進路を進んでいくのかはわからないが、おそらく公的機関への就職が多いであろうとは予想できる。それは何もハノイという土地柄（ベトナムの首都である）だけで判断しているのではなく、ソーシャルワーカーという専門職に対する理解が、ベトナム全体はもとより、北部では南部以上に理解されていないと考えられるからである。その結果、各種行政機関に公務員として就職するか、公務員に準じる職務を行い、行政機関が進める社会福祉活動の計画にあたるであろうと考えるからである(19)。

3. カリキュラム相違の理由

大学により、カリキュラムに極端に大きな違いとはいえないものの、少しずつ違いがあることが理解できたと考える。おそらく、先述したホーチミン市開放大学でのワーカー養成カリキュラムが模範（モデル）となって、各大学独自のカリキュラム作成がなされていることは間違いなかろう。そのことは、同大学での調査の際、「開放大学独自のカリキュラムはない。何故なら、同大学が先駆的なカリキュラムを実施しているため、国の模範となっている」(20)との回答を得たことでも明らかである。その上で先記したように、ホーチミン市人文社会科学大学では、より細やかな対応ができるように対象者別の科目を用意していると考えられる。それはアジアの諸外国からのカリキュラム作成でのアドバイスを受けての結果であろう。いわば、モデルとしての開放大学カリキュラムの延長線上に独自な科目設定を行い、学生の進路保障ではすみ分けが可能なようにしたのだと考えられる。

このような理解が可能なのは、開放大学及び人文社会科学大学では、2004年の政府決定以前からワーカー養成を行っており、一定の経験のみならず、実績を持っていることによるであろう。そこで得られた経験と南部独自の社会問題(21)——資本主義時代を経験し、それへの対応に迫られていたこと——などから積み上

げられたカリキュラム設定だといえよう。一方、ハノイ師範大学の場合は、これまでの実績がない分、よりきめ細やかなワーカー養成をしようとしているように考えられる。それは、ハノイでは労働社会大学でのみ、ワーカー養成がなされていただけであり、社会福祉についての理解も、社会政策に近いイメージしかなされていなかつたと考えられる。

ベトナム全体でいえば、未だ「組織で基礎的な社会福祉分野の訓練を受けた講師は多くない。彼らのほとんどは短期間のトレーニングコースにより訓練された」に過ぎず、「指導実践できる教員がベトナムにはほとんど存在せず、不足している。現在は学士レベルのプログラムだけがあり、社会福祉分野の修士や博士のコースはまだない」(22)と述べられているとおりの状態である。それでいながら、南部では、ベトナム解放前からワーカー養成校があったこと(23)から、その人材を生かしながら、カリキュラムを作成し、独自にワーカーを養成してきた伝統を利用しつつ、比較的容易に教育・訓練を行うことが可能であったといえよう。この経験の差が、シンプルで実践的なワーカー養成カリキュラムを持つホーチ Minh 市の大学と重厚ではあるが、教員の教育レベルからすれば自校の専任教員だけでは到底教育しきれないだろうと考えられる科目配置をするハノイ師範大学のカリキュラムとの相違として表れていると考えられる。

上記したワーカー養成の歴史や経験の差は、その根底に社会福祉そのものの捉え方の南北相違があるようと思われる。すでにごく簡単に紹介したところであるが(24)、南部と北部では——旧ベトナム共和国の首都サイゴン（現在のホーチ Minh 市）と旧ベトナム民主共和国の首都ハノイ市では、と言い換えても良いが——社会福祉を示す用語が異なるのである。南部では「アンシン・サートイ (An Sinh Xa hoi—安生・社会)」という語を使うが、北部では一般的に「フックロイ・サートイ (Phuc loy Xa hoi) —福祉・社会」を使用している。どちらが正しいとは一概に述べることはできないが、南部の方が日本などで理解され、イメージされる社会福祉概念に近いものである。つまり、社会福祉サービスを含めた捉え方をしているのに対し、北部は社会主義政権下にあったために、社会福祉という概念が根付かず、所得保障や、戦傷者及びその家族への対応、食料配給制度 (Bao Cap 制) が社会福祉を補うものとして存在したに過ぎない。その結果、社会福祉の理解が浅いものとならざるを得ないと考える。しかも、ハノイでの調査で了解したことであるが、ハノイ中央師範短大の社会福祉学科では、「アンシン・サートイ」と「フックロイ・サートイ」を両方併記した冊子を作成していた。概念が混乱し、担当教員も理解できず、併記したのであろうが、こうしたことからも、

北部の理解は未だ浅いものだと考えざるを得ない。

4. ベトナム社会福祉の課題

ベトナムの社会福祉、とりわけソーシャルワーカー養成に関することについて、その「遅れ」を指摘しても、おそらく何の意味もなさない。発展途上国では、各種の社会問題が発生していても、財政基盤の脆弱さゆえ、対応が必要だと理解していても不可能な場合が多いからである。そうした問題を一應省いた上で、ベトナムの社会福祉、その実践家としてのワーカー養成の課題を考えた際、以下のようなことが考えられるべきではないだろうか。

その第1は、ワーカー養成カリキュラムの中で、対人援助技術を学ぶ科目が極めて少ないこと。無論、目指すべきワーカーが異なるとはいえ、社会政策・社会開発の計画者とはなり得ても、ワーカーの職務はそのことだけに特化されるものではないはずである。様々な問題を抱えながら生活し、困難な状態に陥っている人々に個別に対応する方法を学ばなければ、ワーカーではなく、単なる社会政策の計画・実施に關係するだけになってしまうのではないだろうか。

第2に、教員のレベルの向上があげられよう。この点について、ベトナムの関係者も理解しており、以下のように記している。すなわち、

組織的で基礎的な社会福祉分野の訓練を受けた講師は多くない。彼らのほとんどは短期間のトレーニングにより訓練されただけである。現職コース（すでにワーカーとして活動している人たちをさすと思われる一引者注）は、外国で10～15人が訓練を受けた。正式な分野での指導教員の配置は未だなされていない。特に非常に重要な学生指導の分野に配置される指導教員は、少數ながら資格がある実践的な人たちである。また、指導実践できる教員がベトナムにはほとんど存在せず、不足している(25)。

大学・短大で学生を指導する教員自身が社会福祉を学びながら、教育している状態なのである。特に、労働社会大学を除くハノイ市内の大学・短大で調査を行った際、教員がホーチミン開放大学で実施されたセミナーや、海外のNGOが開催した集中セミナーを受講しただけで教育にあたっていることを知り、驚いたことがあるが、このような状態は早急に改善されるべきであろう。

第3に、社会福祉の概念の統一であろう。とはいえ、人が「社会福祉」という語に対して持つイメージは様々あることは事実であろう。しかし、同じ国の中で使用する語そのものが異なり、場合によれば両方併記もあるというのは、社会福祉を学ぼうとする人たちにとっても、問題を残すことになるだろう。

第4に、ワーカー養成を急速に進めることを明らかにしているベトナムの関係機関ではあるが、ホーチミン市やハノイ市など大都市部を中心とした場所での養成だけでなく、フエなどの地方都市でも、さらにいえば、農村部に隣接した都市でも養成がなされるべきである。何故なら、ベトナムは依然として国民の80%以上が農村部に居住している国家だからである。国家からの支援も少ない人々がこのまま捨て置かれる状態であれば、ベトナムにとっても決して良い状況にはならないであろう。

注

- (1) 16大学・短大の内のいくつかについては、ハノイ師範大学講師のディン・グウェン・チャン・トゥ先生の協力を得て明らかにしている。拙稿「資料——2006年度にソーシャルワーカーを養成している大学・短大」(『ベトナムのソーシャルワーカー養成における現状理解に関する基礎的研究』中間報告書、2007年所収) 58頁。また、同大学ソーシャルワーカー学科長グエン・ヒップ・トゥアン氏の報告書(英文の原文は『ベトナムのソーシャルワーカー養成における現状理解に関する基礎的研究』中間報告書49~51頁に掲載してある。なお、翻訳は向井が行った。なお、この翻訳文は、『日本ベトナム障害児教育・福祉研究』第6号、2008年に掲載されている)によれば、「ドンタップ師範大学、クイニョン大学、クアビン大学、ハノイ国立大学、ハノイ師範大学で(ワーカー養成の一引者注)準備がされている」とのことであり、本文でも理解できるように、ハノイ師範大学ではすでに学生が学びはじめている。
- (2) 拙稿「ホーチミン市人文社会科学大学ソーシャルワーク学部訪問調査報告」(前掲中間報告書所収) 35頁。なお、例えば45分授業を60コマ(60時間)行うと4単位分の授業を実施したことになる。これは、日本でいえば、90分授業を30コマ(30時間)実施することになる。つまり、675分(11時間25分)の授業で1単位分の授業であり、単位計算は日本と同様である。
- (3) 筆者のこれまでの調査が正しいとすれば、卒業論文を書くか卒業試験を受けるかは、在学中の成績如何によるもので、成績優秀者は卒業論文を作成し、それ以外の学生は、卒業試験を受けることとなる。
- (4) 拙稿「現在のベトナムにおける女性問題」(種智院大学佛教福祉学会編『佛教福祉学』第15・16号合併号) 所収。
- (5) ワーカー養成に関するカリキュラムそのものではないが、韓国の社会福祉が心理学中心主義であることを朴貞蘭は、「独立後韓国社会福祉が、アメリカ流の技術論に多く傾斜し

て広い範囲での実践に目を向けず、心理主義に偏ってきた」と指摘している。(朴貞蘭『韓国社会事業史』、ミネルヴァ書房、2007年) 50頁。こうしたことは、社会福祉学に限らず、その他の学問・教育でも、生じることであろう。つまり、新たに学問なり教育システムを導入しようとする国が、先行する国のシステムをモデルとして導入し、それが最も新しく優れたものとして——場合によれば絶対視し、勘違いすることも含め——一挙に広げていくことがあるのではなかろうか。

- (6) 拙稿「ホーチミン市開放大学社会学部訪問調査報告」の脚注に掲載したテキスト・参考文献リスト参照。(前掲中間報告書所収) 43~46頁。おそらく、このリストにあるテキストが各大学でも使用されていると考えられる。
- (7) 拙稿「ホーチミン市人文社会科学大学ソーシャルワーク学部訪問調査報告」(前掲中間報告書所収) 35頁。
- (8) この点については、中野亜里「ドイモイ下ベトナムの国家と市民活動の関係の様態に関する考察」(寺本実編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」』、アジア経済研究所調査報告書、2007年) を参考にされたい。同論文の内容を非常に大雑把なまとめ方をすれば、①社会主義国ベトナムでは、国家(国家と一体化したベトナム共産党及び政府)が許諾・承認しない団体(社会组织)は、その活動に制限が加えられる場合が多いこと。②国際的な支援(資金・技術など)も、国家が承認するか否かにかかっている、ということである。
- (9) 注(8)と同じ、103頁。
- (10) 黒田学『ベトナムの障害者と発達保障』、文理閣、2006年、50~51頁。具体的には、地域への支援活動として、①識字率を引き上げるための教育普及活動、②進んだ農業技術・工業技術を地方に伝えていく活動、③法律の普及活動、④子どもたちのための行事を行う、⑤農村で生活する人のために薬を普及する活動、⑥社会的な犯罪や問題を社会的課題として取り上げていく活動、⑦学生たち自身による農村のインフラ整備活動、⑧特に困難な状況にある家族への援助活動などがあげられている。
- (11) 前掲、注(1)と同じ。
- (12) 仏教系施設に関する報告としては、拙稿「ベトナム仏教社会福祉施設紹介——ダ・ツエン障害児学校」(種智院大学仏教福祉学会編『仏教福祉学』第4号所収)及び、拙稿「現代ベトナム仏教と仏教社会福祉施設」(同前編『仏教福祉学』第9号所収)を参照された。
- (13) この点で、黒田学は宗教関係者の社会福祉活動について、「公的社会福祉活動の補完ではなく、民間主導の地域福祉としてその先駆性や開拓性、自主性や自発性という積極面をどのように堅持・発展させるのかが問われるだろう」(黒田学、前掲書、183頁)と指

摘している。

- (14) ベトナム赤十字社については、黒川章子・川口啓子「ハノイ赤十字社の組織と活動」（黒田学・向井啓二・津止正敏・藤本文朗編『胎動するベトナムの教育と福祉』、文理閣、2003年所収）を参照されたい。
- (15) 前掲、注（8）と同じ、105頁。
- (16) 前掲、注（8）と同じ、110頁。
- (17) 「2004年のベトナム」（アジア経済研究所編『2005 アジア動向年報』所収）225頁。
- (18) 拙稿「ベトナムにおけるソーシャルワークの歴史と現状」（種智院大学仏教福祉学科編『仏教福祉学』第13号所収）。7種類とは①障害児、②ストリートチルドレンと児童労働、③孤児、④犯罪を犯した子ども、⑤麻薬中毒児とHIVウィルスに感染した子ども、⑥虐待を受けた子ども、⑦少数民族、山岳地帯、島に暮らす子どもである。
- (19) この点について先のグエン・ヒップ・トゥアン氏の報告書でも「ソーシャルワーカーはすべて政府及びNGOに雇用されるべきである」と記している。
- (20) 拙稿「ホーチミン市開放大学社会学部訪問調査報告」（前掲中間報告書所収）40頁。
- (21) ちなみにホーチミン市人文社会科学大学では、①ストリートチルドレン対策、②農村部からホーチミン市内に来た女性への支援でケースワークとグループワークを合わせて実施していると述べている（注（7）と同じ、35～36頁）。具体的に同大学のカリキュラムのどの科目に相当するのかは不明であるが、「都市社会の諸問題」や「ジェンダーと社会開発」などの科目が設置されていることは確認できる。
- (22) 前掲、グエン・ヒップ・トゥアン氏の報告書による。
- (23) これについては、拙稿「ベトナムにおけるソーシャルワークの歴史と現状」（種智院大学仏教福祉学会編『仏教福祉学』第13号所収）を参照されたい。
- (24) 前掲中間報告書中のホーチミン市開放大学、ホーチミン市人文社会科学大学、労働社会大学の調査報告を参照されたい。
- (25) 前掲、グエン・ヒップ・トゥアン氏の報告書による。

以下に、資料として表1～4を掲載する。

表1 各大学共通のカリキュラム

共通科目——1. 基礎科目群——
①マルクス・レーニン主義哲学 ②マルクス・レーニン主義政治経済 ③科学的社会主义
④ベトナム共産党史 ⑤ホー・チ・ミン思想 ⑥体育 ⑦国防教育 ⑧外国語
共通科目——2. 基礎教育科目群（必修）——
①世界文明史 ②ベトナム文化入門（基礎） ③法学概説（入門） ④心理学概説（入門）
⑤論理学入門 ⑥社会学概説（入門）
共通科目——3. ソーシャルワーク学部（学科）の基礎科目群——
①開発学 ②地域保健 ③ジェンダー開発 ④家族学 ⑤発達心理学 ⑥社会心理学
共通科目——4. 専門科目群（必修）——
①社会福祉入門 ②地域組織（地域開発）と開発（組織） ③社会政策 ④社会福祉管理
⑤社会福祉と社会問題 ⑥現場実習I（1） ⑦現場実習II（2）
共通科目——5. 専門科目——
①子ども家族福祉 ②専門実習（最終実習など） ③卒業論文/卒業試験

表2 ホーチミン市開放大学のカリキュラム

科目名	単位数
【教養教育科目群】	【総単位数56】
①マルクス・レーニン主義群	22単位
1マルクス・レーニン主義哲学	6 単位
2マルクス・レーニン主義政治経済	5 単位
3科学的社会主义	4 単位
4ベトナム共産党史	4 単位
5ホー・チ・ミン思想	3 単位
②社会科学・人文科学科目群	20単位
1一般教育学	3 単位
2コミュニケーション入門	3 単位
3基礎管理	3 単位
4マクロ経済	3 単位

5社会統計学	3単位
6人口統計学	3単位
7図書館学入門	2単位
外国語	10単位
【体育】	5単位
【国防教育】	165時間
【専門教育科目群】	【総単位数134】
①専門基礎教育科目群	47単位
a 必修科目群	19単位
ベトナム文化入門	3単位
法学入門	3単位
心理学入門	3単位
社会学入門	4単位
世界文明の歴史	3単位
論理学	3単位
b 大学が計画した科目群	28単位
開発学	3単位
人類学入門	3単位
地域保健	3単位
ジェンダー開発	3単位
家族学	3単位
社会学研究技術	3単位
発達心理学	3単位
社会心理学	3単位
人間行動と社会環境	3単位
②専門教育科目群	50単位
a 必修専門科目群	38単位
社会福祉入門	3単位
個人と社会福祉	3単位
集団と社会福祉	3単位
組織と地域開発	4単位
実習(1)	6単位
実習(2)	6単位

社会福祉と社会問題	4単位
社会政策	3単位
カウンセリング	3単位
社会福祉管理	3単位
b 大学が計画した専門科目群	12単位
子ども家族福祉	3単位
計画管理	3単位
精神保健	3単位
社会福祉と障害者	3単位
c 補助知識科目群	19単位
社会科学コンピュータ応用	4単位
特別英語	10単位
小事業管理	3単位
特別に困難な環境で生活する子どもへのカウンセリング	2単位
③最終実習(3)	8単位
④卒業論文または卒業試験	10単位

『ベトナムのソーシャルワーカー養成における現状理解に関する基礎的研究』中間報告書、2007年所収、42～43頁。

表3 ホーチミン市人文社会科学大学のカリキュラム

	科目	単位数
A	共通科目	53
A. 1	人文学系の履修科目（国防教育と体育を除く）	29
1	マルクス・レーニン主義哲学	4
2	マルクス・レーニン主義政治経済	4
3	科学的社会主义	3
4	ベトナム共産党史	3
5	ホー・チ・ミン思想	2
6	情報（IT）入門	3
7	英語	10
8	体育	5
9	国防教育	165時間（45分で計算）
A. 2	履修科目（ソーシャルワーク学部の基礎）	24

10	社会科学における統計学	3
11	生理学	2
12	社会人類学入門	4
13	国語	3
14	人口学	2
15	社会福祉専門英語	10
B	ソーシャルワーク学部の履修科目	127
B. 1	人文学系の基礎科目	44
B. 1. 1	人文学系の共通科目	19
16	世界文明史	3
17	ベトナム文化学入門	3
18	法学入門	3
19	論理学入門	3
20	心理学入門	3
21	社会学入門	4
B. 1. 2	ソーシャルワーク学部の基礎科目	25
22	開発学	3
23	地域保健	3
24	ジェンダー開発	3
25	家族学	3
26	社会学研究技術	4
27	社会心理学	3
28	発達心理学	3
B. 2	ソーシャルワーク学部の専門科目	61
B. 2. 1	履修科目（人文学系に規定されたもの）	40
30	社会福祉入門	3
31	個人と社会福祉	4
32	集団と社会福祉	4
33	組織と地域開発	4
34	実習（I）	6
35	実習（II）	6
36	社会福祉と社会問題	3
37	社会福祉管理	3

38	社会政策	3
39	社会福祉の参加と顧問	3
B. 2. 2	ソーシャルワーク学部の履修科目（大学が規定したもの）	17
40	都市社会の諸問題	3
41	犯罪学	2
42	病院・衛生・健康管理におけるソーシャルワーク	2
43	精神的問題を抱えるグループに対するソーシャルワーク	3
44	高齢者福祉	2
45	子ども家族福祉	2
46	社会福祉に関するプロジェクトの管理	3
B. 2. 3	選択科目	4
47	教育施設での福祉活動	2
48	労働施設・工場での福祉活動	2
49	社会福祉政策	2
50	健康管理	2
51	犯罪者・法律違反者に対するソーシャルワーク	2
52	精神病患者に対するソーシャルワーク	2
53	神経学	2
54	社会サービス	2
55	家族学	2
56	障害者に対するソーシャルワーク	2
57	ジェンダーと社会開発	2
B. 3	補助知識科目	4
58	社会法制（労働法・児童法）	2
59	婚姻及び家族法	2
B. 4	実習と卒業試験	18
B. 4. 1	社会福祉専門実習	8
B. 4. 2	卒業論文または卒業試験	10
	合計	180
④卒業論文または卒業試験		10単位

『ベトナムのソーシャルワーカー養成における現状理解に関する基礎的研究』中間
報告書、2007年所収、37～38頁。

表4 ハノイ師範大学のカリキュラム

ソーシャルワーク学科の学生は1つの専門規定で訓練されるであろう。そして彼らは、4年間の学校で3つの専門課程に分割されるであろう。それは以下に示す。

一専門1：政治・社会組織と民衆組織のソーシャルワーク

一専門2：社会福祉と地域開発

一専門3：子どもたちのためのソーシャルワーク

訓練期間：4年間、1年間をそれぞれ2学期に分ける

I. 基礎科目：(50単位、国防教育を除く)

	科目	単位数	学年配当			
			1	2	3	4
1	外国語1	7	1			
2	外国語2	6	1			
3	外国語3	6		2		
4	マルクス・レーニン主義哲学	6	1			
5	マルクス・レーニン主義政治経済	5	1			
6	科学的社会主义	4		2		
7	ベトナム共産党史	4		2		
8	ホーチミン思想	3		2		
9	体育	5	1			
10	国防教育	11				4
11	情報科学基礎	4	1			

II. 基礎コース（104単位）：

1. 社会科学基礎コース（21単位）

	科目	単位数	学年配当			
			1	2	3	4
12	世界文明史	3	1			
13	ベトナム文化学基礎	3	1			
14	論理学入門	3		2		
15	心理学概説	3		2		
16	社会学概説	4		2		
17	法学概説	3		2		
18	情報科学	2		2		

2. ソーシャルワーク基礎コース (47単位)

	科目	単位数	学年配当			
			1	2	3	4
19	開発学	3			3	
20	社会人類学入門	3			3	
21	地域保健	3		2		
22	ジェンダー開発	3			3	
23	家族学	3			3	
24	社会調査法	4	1			
25	社会心理学	3	1			
26	発達心理学	3			3	
27	人間の行動と社会環境	3		2		
28	経済学概説	2		2		
29	公共経済学	2		2		
30	政治学	3		2		
31	ベトナム経済法	2		2		
32	ベトナム労働法	2		2		
33	ベトナムの文化、教育、人口、環境に関する法	2		2		
34	民族学と民族政策	2		2		
35	宗教と宗教法	2		2		
36	ベトナム人の習慣	2	1			
37	ソーシャルワーク入門	3			3	
38	ケースワーク	3			3	
39	グループワーク	3			3	
40	社会福祉と社会問題	4			3	
41	地域組織と開発	4			3	
42	カウンセリング	3			3	
43	社会福祉管理	3			3	
44	現場実習Ⅰ	5			3	
45	現場実習Ⅱ	5			3	
46	社会政策	3				

III. 専門課程 (38単位 + 現場実習と卒業論文)

A. 専門1：政治・社会組織と民衆組織のソーシャルワーク

	科目	単位数	学年配当			
			1	2	3	4
47a	社会平等と進歩	2				4
48a	貧困軽減と失業解決	3				4
49a	人口と家族計画	3				4
50a	社会悪とHIV/AIDSの予防	3				4
51a	共産党とベトナム祖国戦線のソーシャルワーク	3				4
52a	労働組合の任務と労働者への普及	3				4
53a	青年、少年期、子どもたちのソーシャルワーク	3				4
54a	女性のソーシャルワーク	3				4
55a	社会における経験豊富な人々の組織と若者のボランティア	3				4
56a	スクールソーシャルワーク	3				4
57a	宗教ソーシャルワーク	3				4
58a	高齢者協会のソーシャルワーク	3				4
59a	赤十字社のソーシャルワーク	3				4
60a	政治・社会組織と民衆組織での現場実習	8				4
61a	卒業論文/卒業試験	10				4

B. 専門2：社会福祉と地域開発

	科目	単位数	学年配当			
			1	2	3	4
47b	社会平等と進歩	2				4
48b	貧困軽減と失業解決	3				4
49b	人口と家族計画	3				4
50b	社会悪とHIV/AIDSの予防	3				4
51b	都市部の組織と開発	3				4
52b	農村部と農民のソーシャルワーク	3				4
53b	山岳地帯と島の地域開発	3				4
54b	少數民族のソーシャルワーク	3				4
55b	麻薬患者とセックスワーカーへのソーシャルワーク	3				4
56b	障害者と戦争被害者へのソーシャルワーク	3				4
57b	浮浪者へのソーシャルワーク	3				4

58b	HIV/AIDSの人々の生活とソーシャルワーク	3				4
59b	犯罪者へのソーシャルワーク	3				4
60b	社会福祉と地域開発の現場実習	8				4
61b	卒業論文/卒業実習	10				4

C. 専門3：子どもたちのためのソーシャルワーク

	科目	単位数	学年配当			
			1	2	3	4
47c	ストリートチルドレン・児童労働についてのソーシャルワーク	3				4
48c	孤児へのソーシャルワーク	3				4
49c	障害児へのソーシャルワーク	3				4
50c	スクールソーシャルワーク	3				4
51c	少数民族の子どものためのソーシャルワーク	3				4
52c	虐待を受けた子どもへのソーシャルワーク	3				4
53c	麻薬中毒の子どもとHIV/AIDSとして生活している子どもたちへのソーシャルワーク	3				4
54c	少年犯罪者へのソーシャルワーク	3				4
55c	社会援助	2				4
56c	地域開発計画の立案と運営	2				4
57c	子どもの精神衛生	3				4
58c	子どもと家族へのカウンセリング	3				4
59c	子ども家庭福祉	2				4
60c	子どもの権利	2				4
61c	現場実習	8				4
62c	卒業論文/卒業試験	10				4

本稿は、日本学術振興会 平成18年度～20年度科学研究費補助金（基盤研究（C））課題番号18530642「ベトナムのソーシャルワーカー養成における現状理解に関する基礎的研究」のうち、平成19年度（2007年度）の調査に基づくものである。